

米子市市道認定及び廃止基準

平成25年4月1日制定

(目的)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定による市道の路線の認定（以下「路線の認定」という。）及び同法第10条第1項の規定による市道の路線の廃止（以下「路線の廃止」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 路線の認定に当たっては、国道、県道及び市道が一体となって効果的な道路網を形成するように配慮するものとする。

(対象道路)

第3条 路線の認定をしようとする道路（以下「対象道路」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国又は県の事業により新設若しくは改良（次号において「新設等」という。）が行われ、又は行われることが予定されている道路。ただし、市長との管理の移管に関する協議を経たものに限る。
- (2) 市の事業により新設等が行われ、又は行われることが予定されている道路。ただし、市道の新設等として行う事業以外の事業によるものにあつては、都市整備部長との管理の移管に関する協議を経たものに限る。
- (3) 国道又は県道の路線に係る廃止若しくは変更又は区域の変更に伴いその用途が廃止された道路であつて、市道として存置する必要があるもの。ただし、市長との管理の移管に関する協議を経たものに限る。
- (4) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為であつて、同法第29条第1項又は第2項の許可を受けたものをいう。）又は当該開発行為に関する工事により設置された道路であつて、同法第39条の規定により市の管理に属することとされたもの
- (5) 土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。）の施行により設置された道路であつて、市の管理に属することとなるもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が公益上特に必要と認める道路

(対象道路の形態)

第4条 対象道路の形態は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 起点及び終点のいずれもが、道路法第3条に規定する道路（以下この条において「公道」という。）に接続しているもの
- (2) 起点又は終点の一方が公道に接続し、その他方が学校、病院、駅、官公署その他多数の者が利用する施設（営利を目的とする施設を除く。）に接続しているもの
- (3) 起点又は終点の一方が公道に接続し、その他方が行き止まりとなっているものであつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ア 幅員が6メートル以上のものであること。

イ 延長が35メートル以下のものであること、又は延長が35メートルを超えるもので、
転回広場が設けられており、交通上、支障がないものであること。

2 前項各号に該当しない形態の道路であっても、市長が公益上特に必要があると認めるものについては、対象道路とすることができる。

(対象道路の幅員)

第5条 対象道路(次に掲げる道路を除く。)の幅員は、原則として4メートル以上とする。ただし、長期間にわたって通行の用に供されている道路であって、当該道路が存する地区においてこれに代わるべき道路がない等の特別な事情があり、かつ、地形上又は家屋の連たんの状況その他やむを得ない理由のため当該通行の用に供されている道路を拡幅することが困難であると認められるものについては、この限りでない。

(1) 第3条第4号又は第5号に該当する道路

(2) 前条第1項第3号に該当する道路

(3) 次項に規定する自転車専用道路等

2 自転車専用道路等(道路法第48条の14第2項に規定する自転車専用道路等をいう。)の幅員は、米子市道の構造の技術的基準を定める条例(平成25年4月1日施行)に定めるところによるものとする。

(対象道路の構造)

第6条 対象道路の構造は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 路面が舗装され、その状態が良好であること。

(2) 路面からの排水を処理することができる施設(当該排水が、公共用地を經由して公共の排水施設に流下されるものに限る。)があり、その状態が良好であること。

(3) 地形の状況により、必要に応じて、道路を保護するための擁壁又は法面を有し、その状態が良好であること。

(4) 新設される道路にあつては、その両側に側溝が整備されていること。

(5) 道路が交差する箇所の両側に、道路の幅員に応じた隅切りを有すること。

(6) 安全かつ円滑な交通を確保するために必要な道路の附属物(道路法第2条第2項第1号から第3号までに掲げる施設又は工作物をいう。)が設けられ、その状態が良好であること。

(7) 道路の縦断勾配は、9パーセント以下であること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、道路の管理上支障のない構造を備えていること。

(対象道路の敷地)

第7条 対象道路の敷地は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。ただし、特別の理由により市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 市が所有権を有することとなるものであること。ただし、市が権原を有しているもの又は国若しくは県が所有する土地であつてその使用に関する協議が調っているものを除く。

(2) 所有権以外の権利(抵当権、地上権等の物権及び賃貸借権等の債権をいう。)が設定されていないこと。

(3) 側溝、擁壁その他の構造物又は境界杭若しくは境界標により、隣接地との境界が明確であること。

(4) 道路法第32条第1項の許可を受けることができる工作物、物件又は施設（以下この条において「工作物等」という。）以外の工作物等が存在しないこと。

(5) 工作物等が存在する場合にあっては、当該工作物等が、道路の管理上支障のない状態であること。

(私道に対する路線の認定)

第8条 私道に対する路線の認定は、当該私道の敷地が市に寄附される場合に限り、行うものとする。ただし、特別の理由により市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 私道について、前項本文の規定による路線の認定が行われることを希望する者は、市による現地調査の後、市長に対し、当該路線の認定を行うべきことを申請するものとする。

(路線の廃止)

第9条 路線の廃止をする場合は、当該廃止の対象となる道路は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 他の道路の新設により不要となるもの

(2) 都市計画法、土地区画整理法その他の法令の規定に基づく事業の施行により不要となるもの

(3) 国又は県に移管するもの

(4) 道路としての機能を喪失し、その後における整備計画のないもの

(5) 道路の保全上、維持及び存続が不可能なもの

(6) 周辺地域における土地利用の変化等により、路線の廃止をしても公益上支障がないもの

(規定外事項)

第10条 この基準の施行に関し必要な事項は、別に定める。